

男性育児休業取得促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進するため、中小企業事業主が実施する雇用環境整備の措置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業事業主 その資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)を超えない事業主をいう。
- (2) 雇用環境整備の措置 以下に定めるものをいう。
 - (イ) 雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施
 - (ロ) 育児休業に関する相談体制の整備
 - (ハ) 雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例の提供
 - (ニ) 雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知
 - (ホ) 育児・介護休業法第5条第6項の育児休業申出をした労働者の育児休業の取得が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置に係る必要な措置
- (3) 出生時両立支援コース 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第2号及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条の規定に基づく両立支援等助成金のうち出生時両立支援コースをいう。

(補助対象事業主)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業主（以下「補助事業主」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 出生時両立支援コースに申請する見込みのある事業主であること。
- (2) 前条第2号に定める雇用環境整備の措置を2つ以上実施すること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。ま

- た、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (4) 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び法人においては役員が、個人事業者においては事業者が同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 県税を滞納していないこと。

（補助金の交付の対象となる経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施条件は以下の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に定める雇用環境整備の措置を、経費の発生の有無に関わらず2つ以上実施すること。
- (2) 出生時両立支援コースの申請対象となる男性従業員が育児休業を取得する前に実施する事業であること。
- (3) 出生時両立支援コースの支給要件に合致した事業内容であること。

（補助金の交付の申請）

第5条 本補助金の交付を受けようとする補助事業主は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業主は、前項の交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 申請額は、補助対象経費から算定した額に1,000円未満の端数があるとき、その端数を切り捨てて申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条第1項の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業主に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第7条 補助事業主は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、前号に定める様式第4号を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業は予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（申請の取り下げ）

第8条 補助事業主は、第6条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 前項による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（状況報告）

第9条 知事は、必要に応じて補助事業主から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

- 2 補助事業主は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業主は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業主は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業主は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績について第1項に定める様式第5号に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

ない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第 6 号）により補助事業主に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第 12 条 知事は、次に掲げる場合には、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業主が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業主が補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業主が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 知事は、第 1 項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

5 知事は、第 3 項の返還を命ずる場合において、納期日までに納付がなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95%の割合で計算した延滞金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助金の交付方法)

第 13 条 補助金は、精算払とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業主は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定報告書（様式第 7 号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還

を命ずるものとする。

(書類の保管)

第 15 条 補助事業主は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 その他この補助金の交付に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 2 0 日から施行する。

別表

補助対象経費（科目）	補助率	補助上限額
・ 報償費（講師謝金等） ・ 旅費 ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費等） ・ 役務費（広告料等） ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料 ・ その他知事が必要と認める科目	補助対象経費の 2分の1以内	200千円